

人と大地が育み伝える美しい村なかさつない

豊かな自然を未来につなぐ
中札内村景観計画（案）概要版

令和9年（2027年）3月

中札内村

中札内村らしい景観を保全・継承・創出していくために景観計画を策定しました

ふるさと中札内村の景観を守っていくために

中札内村ではこれまで、花づくりや農村景観ガイドプランの策定など、約50年にわたって景観まちづくりに取り組んできました。長い年月の中で育まれてきた自然の営みや農業の営み、そしてまちを彩る文化的な営みからつくり出された景観は、わたしたちの財産です。

開村80周年を迎える令和9年度からは、景観行政団体に移行し、本計画に基づいた各種施策を進めていきます。そのためには、村民一丸となって取り組んでいくことが不可欠です。ふるさと中札内村の美しい景観を守り育て未来へつないでいくためにも、村民の皆様、そして関係団体の皆様には、ご理解・ご協力をいただきますよう、心よりお願い申し上げます。



中札内村長 川尻 年和

村民のみんなで景観まちづくりに取り組んでいきましょう



自然と人の営みが
織りなす魅力ある景観



景観を未来につなぐ



みんなで取り組む
景観まちづくり

景観まちづくりに取り組まないと・・・

- ・ 無秩序な建築物や看板
- ・ 太陽パネルの乱立
- ・ 開発行為による緑地減少 等



美しい景観に影響を及ぼす行為が行われる可能性があります

これからの景観まちづくり

景観計画の理念と目指す目標

理念

人と大地が育み伝える 美しい村 なかさつない

豊かな大地が育む壮大な農地景観、日高山脈などの自然景観は村を代表する景観です。美しい景観は住む人の「こころ」によってつくられ、同時に「こころ」は景観につくられるといってもいいでしょう。

私たちは村の景観をかけがえのないものとして守り、後世へと伝えていきます。

目標 1 日本一美しい農村をつくる

村の基幹産業である農業をはじめとして、長い歴史の中で形成されてきた中札内村らしい景観を生かし、日本一美しい農村を目指します。



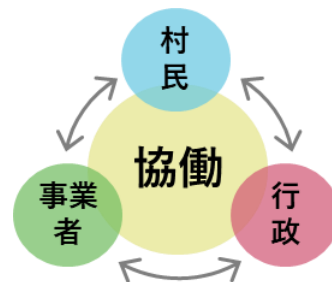
目標 2 みんなで取り組む

美しい景観を守っていくには村に関わる全ての人の取組が不可欠です。私たち一人ひとりの行動が景観を形作るものであることを忘れずに行動しなければなりません。

村民、事業者、行政はみな
景観まちづくりの主役です。

それぞれが役割を認識して、互いの意見を尊重しながら、村の景観形成・保護に取り組めます。

- 関心を持つ
- 積極的に取り組む
- 施策に協力する



- 積極的に取り組む
- 施策に協力する
- 景観に配慮した事業を行う
- 景観計画の推進
- 活動への支援
- 啓発・情報提供

景観計画はどの範囲に適用されるの？

村内全域に適用されます！

景観計画の対象となる範囲は本村全域ですが、次の3つのエリアに分けることで、それぞれの景観特性に合わせた取組を推進します。

①自然景観エリア

村の西部に連なる日高山脈や、中心を流れる札内川などの、自然環境が生み出す景観の重要性に対する認識を深めるとともに、自然景観の保全に努めます。



②農地景観エリア

パッチワーク状に整備された畑や耕地を区切る防風林など、開拓時代から長い時間をかけて形成されてきた農村原風景の整備・保全に取り組んでいきます。



③市街地景観エリア

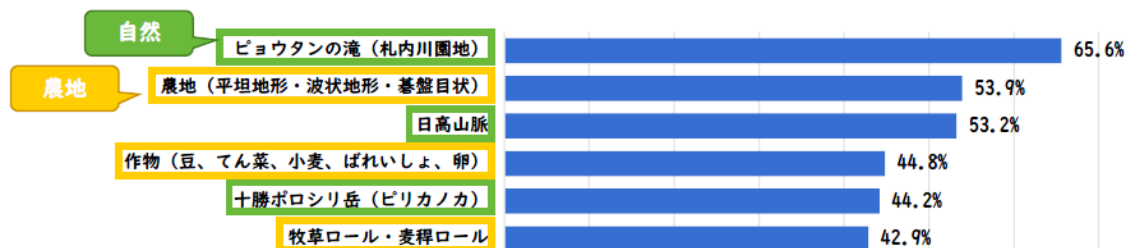
中札内村は中札内市街地と上札内市街地があります。花と緑とアートによるまちづくりを継承し、発展させ、中札内村独自の街並みの魅力づくりを推進します。



中札内村らしい景観とは



村民アンケート（令和5年度実施）では、「村らしい景観」としてピョウタンの滝や農地、日高山脈、農作物などの回答が多くありました。今後も大切に保存していくべき景観であるといえます。



中札内らしい景観31項目の上位6項目（複数回答）

①自然景観エリア

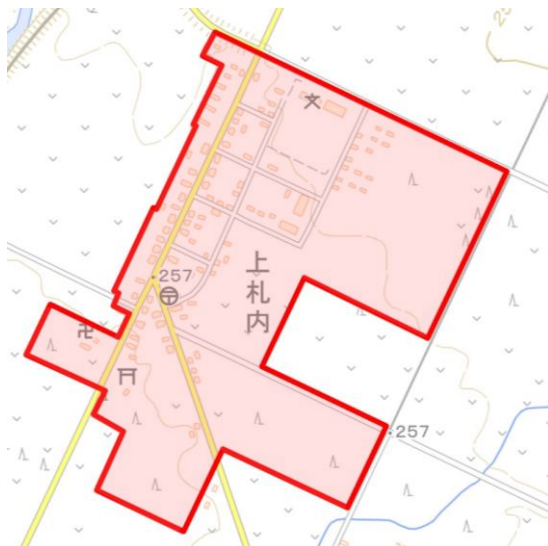
②農地景観エリア

③市街地景観
エリア



中札内市街地

※このエリアでは建築確認申請も必要になります



上札内市街地

こんな時は「相談」「届出」をお願いします

新築・増改築
したい

壁や屋根を
塗り替えたい

さく・塀を
作りたい

車庫や物置を
作りたい

太陽光パネルを
設置したい

林を伐採
したい

屋外に資材を
積んでおきたい

「届出」の詳細は6ページ以降を参照してください。

景観を守っていくために

建築物／工作物の設置や開発を行う際は

- ・ 地域の特性や周辺景観との調和
- ・ 日高山脈、札内川等の河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等
地域の良い景観資源に対する周辺からの眺望



に配慮した位置・規模・形態や形状・デザインにしましょう

その他にも次の点に配慮をお願いします。

建築物・工作物



- ・ 外観は周辺環境と調和する落ち着いた色彩で彩度は6以下とし、多くの色彩を使用する場合はその数や色彩相互の調和に配慮しましょう。
- ・ オイルタンクや室外機など、建築物に附属する設備等は、可能な限り目立たない位置へ設置し、又は目隠しをする等の工夫をしましょう。
- ・ 敷地内は可能な限り緑化し、特に公共空間に面した空間は街並みや自然、農地景観と調和した緑化を行うよう配慮しましょう。
- ・ 敷地内の既存の樹木は可能な限り保存又は移植し、やむを得ず伐採する場合は補植や緑化に配慮しましょう。
- ・ さく、塀、擁壁等は景観特性に配慮し、設置する際は



開発行為

- ・ 河川、水辺、表土等は可能な限り保全し、活用しましょう。
- ・ 開発区域内の既存の樹木は可能な限り保存又は移植し、やむを得ず伐採する場合は補植や緑化に配慮しましょう。



森林の伐採

- ・ 周辺景観や眺望景観に充分配慮し、可能な限り樹林地の保全や植栽等による緑化を行いましょう。
- ・ 緑化の際には、周辺景観と調和した樹種の構成や配置としましょう。

屋外における 資材等の堆積

- ・ できる限り目立たない位置で行うようにし、堆積が常に行われる場合は緑化等による修景に努めましょう。

屋外広告物

- ・ 周辺景観と調和がとれた形状・意匠・材質・色彩・照明としましょう。
- ・ 表示面積及び掲出数は必要最小限とし、乱立を避けるための集約化に協力しましょう。
- ・ イベントなどの臨時的な設置を除き、過度な看板やのぼり等は設置しないようにしましょう。
- ・ 眺望を障害する広告物は設置しないようにしましょう。



届出が必要になる基準

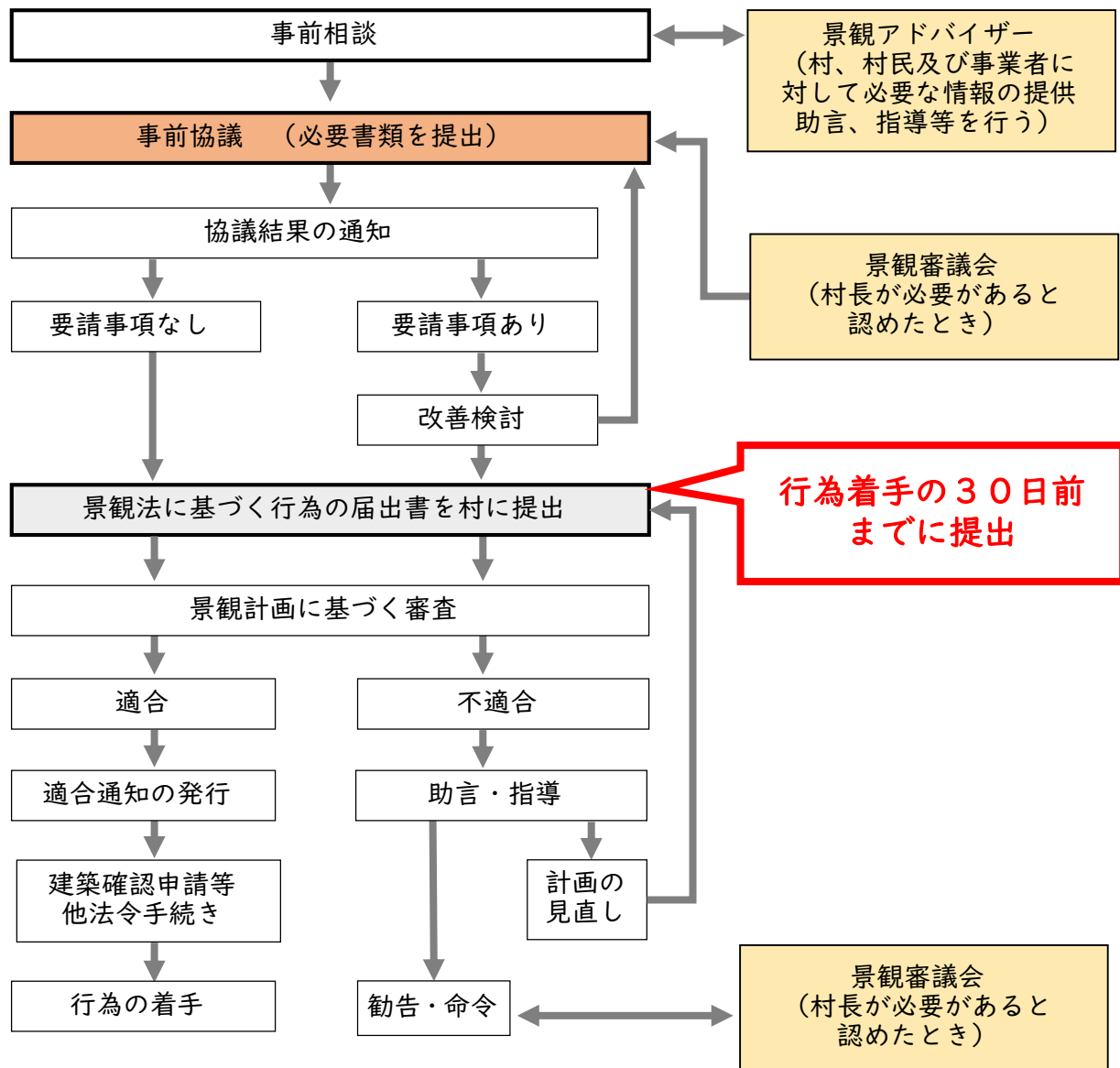


*エリアによって、対象となる規模が一部異なります。

		自然景観・農地景観エリア	市街地景観エリア
行為の種類		規模	
建築物	新築又は移転	延床面積1,000㎡又は高さ10m以上又は地上3階建て以上のもの	延床面積50㎡を超えるもの
	増築又は改築	増築又は改築後の延床面積1,000㎡又は高さ10m以上又は地上3階建て以上のもの	増築又は改築後の延床面積が50㎡を超えるもの
	外観を変更する修繕、模様替、色彩の変更	延床面積1,000㎡又は高さ10m以上又は地上3階建て以上の建築物で、かつ外観の変更が過半を超えるもの	延床面積が50㎡を超える建築物の外観の変更が過半を超えるもの
工作物	新設又は移転	さく、堀等	高さ3mを超えるもの
		コンクリート、鉄、木等による柱	高さ15mを超えるもの ※建物と一体となって設置される場合は、工作物の高さ5mを超えかつ地盤面から工作物の上端までの高さが15mを超えるもの
		風力発電設備	
		煙突等	
		物見塔等	高さ10mを超えるもの ※建物と一体となって設置される場合は、工作物の高さ5mを超えかつ地盤面からの工作物の上端までの高さが10mを超えるもの
		彫像、記念碑等	高さ10m又は築造面積2000㎡を超えるもの
		観覧車等	
		車庫の用に供する立体的な施設	
		製造施設（プラント等）	
		貯蔵・処理施設（石油、ガス、穀物、飼料等）	
		汚物処理場、ごみ焼却場等	
		太陽電池発電設備	
	増築又は改築	全てのもの ※居住用建築物に設備を設置するものは除く	
増築又は改築	増築又は改築後の規模が新設又は移転の届出に必要な規模を超えるもの		
外観を変更する修繕、模様替、色彩の変更	新設又は移転の届出が必要な規模でかつ外観の変更が過半を超えるもの		
開発行為（都市計画法第4条第12項）		開発区域面積10,000㎡又はのり面・擁壁高さ5mを超えるもの	
森林の伐採		伐採面積が5,000㎡以上かつ森林経営計画に基づかないもの	
屋外における資材等の堆積		資材置場の区域の面積が500㎡を超えるもの	
屋外広告物		1箇所の表示面積が5㎡を超えるもの	

※備考 高さ、延べ面積、床面積、築造面積等の算定方法については、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条の規定に準ずるものとします。

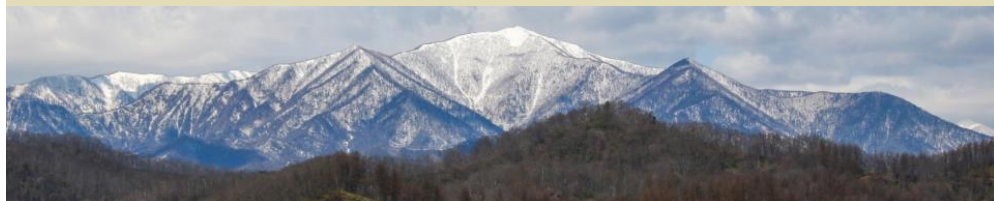
事前協議と届出の流れ



迷った時はご相談ください 相談窓口：役場施設課 0155-67-2496

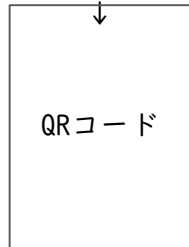
日高山脈襟裳十勝国立公園内での行為は別途許可が必要です

①自然景觀エリアにおいて、札内川園地より西側は日高山脈襟裳十勝国立公園の特別地域に指定されています。自然公園法と管理運営計画書等に基づき、建築物や工作物等に関する行為に対して許可が必要になります。
(詳しくは本編を参照)



届出について

QRコード



その他の景観形成の推進に関する事項

景観に配慮した公共施設の整備を推進します

景観づくりを図るうえで特に重要な役割を担う公共施設は「景観重要公共施設」に指定し、景観に配慮した整備を推進します。



景観上重要な建造物及び樹木を保全します

地域の景観上重要な建造物や樹木を「景観重要建造物」及び「景観重要樹木」に指定することを検討し、地域の個性ある景観づくりの核として、その維持・保全及び継承を図ります。



屋外広告物の規制・誘導を推進します

屋外広告物はまちのイメージを印象付ける景観形成上の重要な役割を果たします。北海道屋外広告物条例と本計画に基づいた規制や誘導等を推進していきます。



まちづくりの主役は私たち一人一人です

まずは現状を知ることからはじめましょう。

そして、それぞれができることをみんなで実践していきましょう。



計画を推進するために

1. 景観まちづくり文化の定着

本計画への理解を深め、景観まちづくりの重要性や継続の必要性について広く周知し、村の文化として定着させます。

- ・ 広報紙やホームページ、SNS等による情報発信
- ・ 景観資源を活用したイベントや景観保護活動等の実施

2. 景観計画に基づいた施策の推進

目標達成のために、本計画に基づいて各種施策を展開していきます。

- ・ 景観審議会による進捗状況の評価と検証、見直しの実施
- ・ 良好な景観形成のための行為の制限・指導



景観に関する取組のあゆみ

1970年代 昭和45年～

- 昭和50年 **花いっぱい運動の始まり**
国道の商店街や駅前通りにプランターが配置され、美しい草花が植えられました
- 昭和52年 **北海道生活環境整備モデル事業による環境整備活動**
「住み良い環境づくり」や「屋敷内外の整備」等を柱に、生活環境の改善から景観づくりが始まりました

1980年代 昭和55年～

- 昭和56年 **住民による花づくり運動の始まり**
花づくりサークル「すみれ会」が発足し、住民による自発的な景観づくり活動が始まりました
- 昭和58年 **全国花いっぱいコンクール 内閣総理大臣賞受賞**
村内の花による景観づくり活動が評価されはじめました
- 昭和60年 **有機農業の村宣言**
家畜糞尿や農作物残渣を畑に還元することで循環農業が進められました

1990年代 平成2年～

- 平成4年 **イメージアップ推進委員会 発足**
「街並みや景観は財産である」との考えのもと、住民主体で村の景観の再評価が進められました
- 平成5年 **農村景観ガイドプラン 策定**
住民主体で作成したガイドが全戸配布され、景観形成に向けた取組の口火となりました
- 平成8年 **北の大地ビエンナーレ 初開催**
村から世界に発信される芸術文化の取組が始まりました



2000年代 平成12年～

- 平成13年 **条例 制定**
十勝最初の景観条例である「豊かな自然を未来につなぐふるさと景観条例」を制定しました
- 平成15年 **景観形成指針 策定**
景観形成の基本方針と村民の役割が示されました
- 平成19年 **中札内スタイル住宅建築基準 開始**
村独自の建築基準を満たす住宅新築への支援による景観誘導が始まりました
- 平成21年 **集合看板 設置**
広告の乱立防止に向け、村内に設置されている看板を集約し、集合看板にする取組を実施しました



2010年代 平成22年～

- 平成25年 **景観まちづくり委員会 発足**
村の貴重な財産である美しい景観を守り、つくりあげていくため、景観まちづくり委員会を設置しました
- 平成26年 **景観づくり・なかさつないルール 作成**
景観づくりの考え方やルール案等を記載した冊子を作成し、全戸配布を実施しました
- 平成28年 **「日本で最も美しい村」連合 加盟**
農業の営みを発展させながら美しい風景の整備・保全に取り組んでいることや、「アートのかたまり」としての魅力発信、住民組織による花の景観づくり等が評価されました



2020年代 令和2年～

- 令和2年 **景観まちづくりロードマップの策定**
景観行政団体へ移行するまでのロードマップを、景観まちづくり委員会で策定しました
- 令和5年 **景観計画の策定準備**
景観計画策定に向け、景観調査等を実施しました

中札内村の防風林

防風林は農作物の生産性向上に役立つだけでなく、広大な大地に整然と並ぶ姿が村の農地景観の魅力をより引き立たせ、美しい景観形成に欠かせないものとなっています。

村民アンケート（令和5年度実施）では、防風林が「保全したい景観」の1位となりました。



ウォーキングコースとして整備されている防風林

共栄の防風林・・開拓当時から残るカシワを主体とする防風保安林。エゾヤマザクラやイタヤカエデ等が自生しています。

ふれあいの森・・市街地に隣接しており、カラマツ、トドマツ等の植林木の他、コクワ（サルナシ）の木も確認できます。



豊かな自然を未来につなぐ 中札内村景観計画 【概要版】



発行元：北海道 中札内村（令和9年3月発行）

〒089-1392 北海道河西郡中札内村東1条南1丁目2番地1

TEL 0155-67-2311 FAX 0155-68-3911

Mail yakuba@vill.nakasatsunai.hokkaido.jp

